

# 病児保育事業

指導検査基準（令和4年11月1日適用）

荒川区子ども家庭部子育て支援課指導監査係

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

# 目 次

1	事業内容	1
2	設置の届出	1
3	施設要件	1～2
4	職員配置	2
5	研修	2
6	保育業務	2
7	医療機関との連携	2
8	非常災害	3
9	感染防止の措置	3
10	費用負担	3

[凡例] 以下の関係法令、通知等を略称して次のように表記する。

	関係法令・通知	略称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」	児童福祉法施行規則
3	平成13年12月18日助役決定「荒川区病児・病後児保育事業実施要綱」	実施要綱

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 事業内容	<p>荒川区病児・病後児保育事業(以下「事業」という。)は、現に保育所等に通所中の児童が病気の回復期等で、集団保育を行うことが困難な期間に当該児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とし、事業類型は次に掲げるものとする。</p> <p>(1)病後児対応型 以下の状態の児童を対象とする。 ア 日常にかかるといえる疾患 (ア) 鼻水や咳等の症状が続き機嫌が悪い症状について、与薬し安静にすることにより回復が見込まれる状態 (イ) 口内炎や喉の痛みがあり食事が取りづらい症状について、与薬し安静にすることにより回復が見込まれる状態 (ウ) その他、日常にかかるといえる疾患について症状が継続しているが、与薬し安静にすることにより回復が見込まれる状態 イ 消化不良症(多症候性下痢症候群)等の下痢及び嘔吐症状の疾患 感染力がなくなり症状が安定した状態 ウ 気管支炎及び喘息等の呼吸器系疾患 定期的な吸入、与薬し安静にすることにより回復が見込まれそうな状態 エ 麻疹、水痘等の感染性疾患 感染力がなくなり症状が安定した状態 オ 骨折等の外傷性疾患 ギブス固定などにより運動制限がある状態</p> <p>(2)病児対応型 上記(1)ア～オまでの状態に達していないが、症状が軽度であり入院治療の必要がない状態の児童を対象とする。</p>	1 事業の内容は適切か。	1 実施要綱第1条、第2条第3項、第3条	1 事業内容が適切でない。	C
2 設置の届出	<p>(1)事業を実施する事業者(以下、「事業者」という。)は、児童福祉法及び児童福祉法施行規則の定めにより、区長に届け出て、事業を実施することができる。</p> <p>(2)事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、児童福祉法により、変更の日から1か月以内に、その旨を区長に届け出なければならない。 &lt;変更届出事項&gt; ア 事業の種類及び内容 イ 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地) ウ 条例、定款その他の基本約款 エ 職員の定数及び職務の内容 オ 主な職員の氏名及び経歴 カ 事業を行おうとする区域(区の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、区の名称を含む。) キ 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員 ク 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 ケ 事業変更年月日</p>	1 設置届を提出しているか。  2 変更が生じた場合、1か月以内に変更届を提出しているか。	1 児童福祉法第34条の18第1項 児童福祉法施行規則第36条の38 実施要綱第6条第1項  2 児童福祉法第34条の18第2項 児童福祉法施行規則第36条の38 実施要綱第6条第2項	1 設置届を提出していない。  2 変更の日から1か月以内に変更届を提出していない。	C  C
3 施設要件	<p>この事業の実施施設は次に定める基準を全て満たすものとする。ただし、平成21年4月1日以前に事業を開始した実施施設においては、努力義務とする。</p> <p>(1)保育室の面積は、利用定員1人当たり1.98㎡以上とし、1室8.0㎡を下回らないこと。</p> <p>(2)実施施設は、児童の静養又は観察の機能を持つ部屋を設置するものとし、1室3.3㎡以上とすること。</p> <p>(3)調乳及び簡単な調理を行うことが可能な調理室を有すること。独立した調理室の設置が困難な場合は、調理スペースを確保し、保育室との境界に柵を設けるなど、安全性に配慮すること。なお、本体施設が調理室を有する場合は、兼用としても差し支えない。</p>	1 児童1人あたりの基準面積を満たしているか。 1室あたりの最低基準を満たしているか。  2 児童の静養又は観察の機能を持つ部屋があるか。 児童の静養又は観察の機能を持つ部屋について、基準面積を満たしているか。  3 調理室等があるか。 保育室と区画されているか。	1 実施要綱第15条(1)  2 実施要綱第15条(2)  3 実施要綱第15条(4)	1 児童1人あたりの基準面積が不足している。 1 1室あたりの最低基準を満たしていない。  2 児童の静養又は観察の機能を有した部屋がない。 2 児童の静養又は観察の機能を有した部屋について、基準面積が不足している。  3 調理室又は調理スペースがない。 3 保育室と区画されていない。	B B  C C  C C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
4 職員配置	(4) 便所を設置すること。便所には手洗い設備が設けられているとともに、原則として実施施設の他の部分と区画されており、かつ、児童が安全に使用できるものであること。	4 便所及び手洗い設備があるか。 便所が施設のほかの部分と区画されているか。 児童が安全に使用できるか。	4 実施要綱第15条(5)	4 便所及び手洗い設備がない。 4 施設の他の部分と区画されていない。	C C
	(5) 便所以外の部分に児童用手洗い設備を設けることが望ましいこと。	5 便所以外の部分に児童用手洗い設備を設けているか。	5 実施要綱第15条(6)	5 便所以外に児童用手洗い設備を設けていない。	B
	(6) 保育室の採光を確保すること。窓等採光に有効な開口部の面積が床面積のおおむね5分の1以上であることが望ましい。	6 保育室の採光について適正に確保されているか。	6 実施要綱第15条(7)	6 窓等採光に有効な開口部がない。 6 保育室の採光が不十分である。	B B
	(7) 保育室の窓等換気有効な開口部の面積が床面積のおおむね20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があること。	7 保育室内の換気について、適正に確保されているか。	7 実施要綱第15条(8)	7 窓等換気有効な開口部がない。 7 保育室の換気が不十分である。	C B
	(8) 実施施設を2階以上に設ける場合には、施設の安全性の確保に努めること。	8 2階以上に実施施設を設けている場合、施設の安全性確保のための措置を採っているか。	8 実施要綱第15条(10)	8 2階以上に実施施設を設ける場合、施設の安全性確保のための措置を採っているか。	C
	(9) その他病児・病後児保育の実施に必要な設備を有すること。				
	実施施設には、看護師等(准看護師を含む。)を1人以上配置するとともに、おおむね3人の利用児童につき1人以上の保育士を配置しなければならない。	1 看護師等、保育士の配置は適正か。	1 実施要綱第16条	1 預かる児童に対して、看護師等が不足している。 1 預かる児童に対して、保育士が不足している。	C C
5 研修	病児保育事業に従事する職員については、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日付雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添5「病児・病後児保育研修事業実施要綱」に定める研修を受講し、資質の向上に努めること。	1 研修を受講し、資質の向上に努めているか。	1 雇児発0521第19号別添5「病児・病後児保育研修事業実施要綱」	1 研修を受講していない。 1 研修内容が不十分である。	C B
6 保育業務	事業者は、児童の受け入れにあたり、次に掲げる事項を遵守する。 (1) 事業の利用定員は1日について4人とする。 (2) 保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)に基づき、保育を行うこと。 (3) 児童を受け入れるに当たっては、医療機関の医師により、当該児童を事業の対象として差し支えない旨の確認を受けること。 (4) 体温の管理等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫する。 (5) 投薬は、保護者の依頼に基づき行き、数量・回数誤りの事故を防止するための措置を講ずること。	1 預かる児童の人数は適正か。 2 「保育所保育指針」を参考とした処遇内容としているか。 3 児童を受け入れるに当たり、医療機関の医師の確認を受けているか。 4 児童の病状に応じた処遇内容を工夫しているか。 5 保護者の依頼に基づき投薬を行っているか。 数量・回数誤りの事故を防止するための措置を講じているか。	1 実施要綱第8条 2 実施要綱第5条(1) 3 実施要綱第5条(2) 4 実施要綱第5条(3) 5 実施要綱第5条(5)	1 預かる児童の人数が適正ではない。 2 「保育所保育指針」を参考とした処遇内容としていない。 3 医師の確認を受けていない。 4 児童の病状に応じた処遇内容を工夫していない。 5 保護者の依頼に基づき投薬を行っていない。 5 数量・回数誤りの事故を防止するための措置を講じていない。	C C C C C C
7 医療機関との連携	事業者は、児童の病態の変化に的確に対応するため、医療面での指導、助言を行う医師をあらかじめ選定し、連携体制を整えること。	1 医療面での指導、助言を行う医師をあらかじめ選定し、連携体制を整えているか。	1 実施要綱第5条(6)	1 連携体制を整えていない。 1 連携体制が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
8 非常災害	非常災害に備え、必要な設備を設けて、その使用方法及び非常災害時の行動計画を全職員に周知するとともに、少なくとも3か月に1回訓練を実施すること。また、非常時の避難場所を施設内に掲示する等して、児童及び保護者に周知すること。	1 非常災害に備え、必要な措置を講じているか。	1 実施要綱第5条(7)	1 必要な措置を講じていない。 1 措置が不十分である。	C B
9 感染防止の措置	事業者は、次に掲げる措置をとらなければならない。 (1)他の児童への感染の防止に配慮すること。 (2)保育所等の併設型施設においては、感染防止のために出入口、便所、児童用手洗い設備の全てが保育所等の設備とは別に設けられていること。 (3)病児対応型施設については1室3.3㎡の隔離室を設置すること。ただし、児童の静養又は観察の機能を持つ部屋と兼用として差し支えない。その場合は、陰圧、換気などの空調設備、UV殺菌灯等を整備すること。	1 感染防止について適切な措置をとっているか。	1 実施要綱第5条(4) 2 実施要綱第15条(9) 3 実施要綱第15条(3)	1 適切な措置をとっていない。 1 措置が不十分である。	C B
10 費用負担	事業者は、保護者から次の費用の支払いを受けなければならない。 (1)事業について負担すべき額:1人2,000円/1日 (2)実費相当額の給食費	1 利用者が負担する費用の支払いを受けているか。	1 実施要綱第16条	1 保護者が負担する費用の支払いを受けていない。 1 費用の受領が不十分である。	C B